

第1号議案

蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

職員の退職手当の改定等を行うため提案する。

蒲郡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第8項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年蒲郡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年蒲郡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。